

審查基準整理票

処分名	緊急時等の療養費の支給		
根拠法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	（条項）第42条第1項	
基準法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）	（条項）第42条第1項	
所管部署	健康福祉部（局）	保健予防課（室）	感染症対策係
標準処理期間	15 日	法定処理期間	— 日
【審査基準】 ・ 文書の名称【感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における健康診断、就業制限及び入院の取扱いについて（平成11年3月19日厚生省保健医療局長通知）】 ・ 掲載図書等【感染症法令通知集】 ・ 内容 ☐ 全部記載 ☒ 一部・項目のみ記載 [緊急時等の療養費の支給に係る審査基準] 緊急時等の療養費の支給に係る審査基準は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第42条第1項及び上記文書の名称欄に掲げる通知のとおりとする。			

参考

[根拠法令・基準法令]

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

(緊急時等の医療に係る特例)

第42条 都道府県は、第19条若しくは第20条（これらの規定を第26条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）若しくは第46条の規定により感染症指定医療機関以外の病院若しくは診療所に入院した患者（新感染症の所見がある者を含む。以下この条において同じ。）が、当該病院若しくは診療所から第37条第1項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者（第26条第1項において読み替えて準用する第19条又は第20条の規定により入院した患者を除く。以下この項において同じ。）が、緊急その他やむを得ない理由により、結核指定医療機関以外の病院若しくは診療所若しくは薬局から第37条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合においては、その医療に要した費用につき、当該患者又はその保護者の申請により、第37条第1項又は第37条の2第1項の規定によって負担する額の例により算定した額の療養費を支給することができる。第19条若しくは第20条若しくは第46条の規定により感染症指定医療機関に入院した患者が感染症指定医療機関から第37条第1項各号に掲げる医療を受けた場合又はその区域内に居住する結核患者が結核指定医療機関から第37条の2第1項に規定する厚生労働省令で定める医療を受けた場合において、当該医療が緊急その他やむを得ない理由により第37条第1項又は第37条の2第1項の申請をしないで行われたものであるときも、同様とする。

2、3 略

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。